

平成26年第2回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

14 番 竹 内 賢

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 伊 東 秀 一 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 加 藤 潤

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長	齋 藤 均
市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齊 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	防 災 課 長 兼 危 機 管 理 監	土 門 保
税 務 課 長	渋 谷 憲 夫	市 民 課 長	佐々木 俊 哉
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	雇 用 対 策 政 策 監 兼 商 工 課 長	佐々木 敏 春
観 光 課 長	佐 藤 均	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
学 校 教 育 課 長	高 野 浩	社 会 教 育 課 長 (次 長 待 遇)	齋 藤 榮 八
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長 (局 長 待 遇)	森 孝 良		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成26年3月11日（火曜日）午前10時33分開議

第1 議案撤回の件

- ・議案第27号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- ・議案第48号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について

第2 議案第49号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について

第3 議案第50号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について

第4 議案第51号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について

第5 報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号）

第6 議案第2号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について

第7 議案第3号 にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定について

第8 議案第4号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

第9 議案第5号 にかほ市社会教育施設整備基金条例制定について

第10 議案第6号 にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定について

第11 議案第7号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

第12 議案第8号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について

第13 議案第9号 にかほ市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

第14 議案第10号 にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について

第15 議案第11号 にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定について

第16 議案第12号 象潟ねむの丘条例の一部を改正する条例制定について

第17 議案第13号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

第18 議案第14号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について

第19 議案第15号 にかほ市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について

第20 議案第16号 にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

第21 議案第17号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

第22 議案第18号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について

第23 議案第19号 市有財産の無償譲渡について

第24 議案第20号 市道路線の認定について

第25 議案第21号 市道路線の変更について

第26 議案第22号 平成25年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少について

第27 議案第23号 平成25年度にかほ市水道事業会計資本金の額の減少について

第28 議案第24号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて

第29 議案第25号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて

- 第30 議案第26号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第31 議案第28号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第32 議案第29号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について
- 第33 議案第30号 平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第34 議案第31号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 第35 議案第32号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第36 議案第33号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第37 議案第34号 平成25年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第38 議案第35号 平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第39 議案第36号 平成26年度にかほ市一般会計予算について
- 第40 議案第37号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第41 議案第38号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第42 議案第39号 平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第43 議案第40号 平成26年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第44 議案第41号 平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第45 議案第42号 平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第46 議案第43号 平成26年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第47 議案第44号 平成26年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第48 議案第45号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第49 議案第46号 にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第50 議案第47号 にかほ市熱回収施設等建設工事請負契約の締結について
- 第51 一般会計予算特別委員会の設置
- 第52 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時33分 開 議

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員より遅刻の願いが出ておりますので、これを許可しております。

ただいまの出席委員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、議案の撤回及び議案の追加がありましたので、議事日程に追加しております。これにより、本日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

【17番（佐藤元君）登壇】

●17番（佐藤元君） おはようございます。

本日9時半から議会運営委員会を開催し、総務部長から説明を受けましたので、その協議した結果について報告をいたします。

今回、追加で補正予算を提出するとともに、補正予算の順番を変更するために、既に提案された議案第27号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について、議案第48号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてを撤回して、今回新たに追加する補正予算の順番を第8号としております。

撤回した補正予算2件については、同じ内容で補正の順番を9号、10号と繰り下げて提出され、その結果、追加議案が3件提出されました。これにより、本日、議案の撤回と議案の追加により、改めて議案付案表を配付することにしております。

本日の議事日程の第1から第4として日程事項としております。

本日の議事については、日程第1、議案撤回の件については、理由の説明後、その許可について採決をいたします。

次に、日程第2、議案第49号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）については、提案説明、質疑を行い、委員会付託の省略をお諮りして、本会議において直ちに決することとしております。

次に、日程第3及び日程第4、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてと議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）については、既に同じ内容で説明を受けておりますので、提案説明を省略し、他の議案とともに質疑を行います。この2件の議案質疑におきましては、撤回された同じ内容の議案に対して通告がありましたので、これをもとにして行います。

以上、本日の議会運営委員会で協議決定した件につきまして報告をいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。——暫時休憩します。

午前10時38分 休 憩

午前10時38分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

議会運営委員長。

【17番（佐藤元君）登壇】

●17番（佐藤元君） それでは、もう一言つけ加えます。

本日なぜ採決をしなければならないのかということにつきまして疑問のある方もおると思いますので、そのことについて報告いたします。

この件につきましては、昨日、いわゆる土地建物取得の件の説明の中にも若干あったわけですが、いわゆる本契約におきましては当然予算の裏付けが必要となっておりまして、それを昨日の説明会の中でもありましたように、契約を急ぎたいという旨の説明もありましたので、そこら辺は皆さん御理解していると思っておりますので、仮契約での議案提出ということにはなりませんので、そういう意味のもとでの採決ということになりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、議案撤回の件を議題とします。

お手元に配付しました事件撤回請求書のとおり、議案第27号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について及び議案第48号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての2件について、議案の撤回を請求されております。

市長から理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

ただいま議会運営委員長からもお話がございましたが、議案の撤回について、その請求理由を申し上げたいと思います。

議案第27号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について及び議案第48号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）については、平成25年度にかほ市一般会計予算に係る予算補正の順番を変更するために撤回するものでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号及び議案第48号の2件の議案撤回の件について、これを許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案撤回の件を許可することに決定しました。

日程第2、議案第49号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、追加しております議案の要旨について御説明を申し上げます。
議案第49号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,181万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億8,789万円とするものでございます。

補正の内容は、歳出の商工費に企業誘致に伴う工場及び用地を取得するため、公有財産購入費に6,981万円を、補償費に200万円を追加するものでございます。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金繰入金7,181万円を追加するものでございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、担当部長から主な項目について補足説明を行います。産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、補足説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入です。

歳入につきましては、先ほど市長からお話がありましたとおり、財政調整基金から7,181万円を繰り入れるものであります。

次に、7ページをご覧ください。

7款1項2目商工振興費17節公有財産購入費6,981万円の増額は、企業誘致に向けた工場建屋とその敷地の一部の土地を購入するものであります。

購入しようとする工場は、むつみ工業株式会社の第2工場と附属工場であります。

配付しております資料をごらんください。

その内訳であります。第2工場が延べ床面積2,596.55平方メートル、これを5,850万円で、附属工場が延べ床面積340平方メートルを550万円で、それぞれ購入するものであります。

また、土地につきましては、工場敷地の一部がむつみ工業の名義となっている部分3筆を購入するものです。その内訳は、現況地目宅地が2筆で1,300平方メートル、原野が1筆1,575平方メートルで、合計面積2,875平方メートルを581万円で購入するものであります。

次に、22節補償費補填及び賠償金200万円の増額は、工場の購入に伴いまして工場内にある資機材等の移転費用です。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 説明が終わりましたので、議案第49号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第49号に対する質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号については、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略して本会議において決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

これから議案第49号について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第49号についての討論を終わります。

次に、議案第49号について採決します。この採決は起立によって行います。議案第49号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。当初の議案付託表が変更されましたので、配付のため、暫時休憩します。

午前10時47分 休 憩

午前10時48分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について及び日程第4、議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

お諮りします。この2件については、議会運営委員長の報告のとおり、撤回された議案2件と同じ内容であります。これにより、会議規則第37条の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

議案第50号及び議案第51号の議案2件に加えて、日程第5、報告第1号専決処分の報告について（専決第1号）の報告1件、日程第6、議案第2号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についてから日程第50、議案第47号にかほ市熱回収施設等建設工事請負契約の締結についてまでの議案45件、計48件を一括議題とします。

これから報告及び議案についての質疑を行います。

なお、議案については、議案番号順に従って議事進行します。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

また、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第1号専決処分の報告について（専決第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） この議案は、新しく制定されるもので、定年前に退職する場合の条例となっております。非常に若いうちから募集をするということですが、ここには表れてきませんので、この後のことになるかと思うんですが、一体こういう場合、その手当の関係はどのようになるのか、その段取りなどについても含めて説明をお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、退職手当に関してお答えをしたいと思います。

退職手当の額は、退職時の給料月額に退職事由別の勤続年数に応じた支給率を乗じて調整額を加算して求める計算式となっております。退職時の給料月額は、退職手当の支給事務を行っている秋田県市町村総合事務組合で、定年前早期退職募集特別措置により、これまでは定年前10年までのものに対し、1年につき2%加算でありましたけれども、今後の改正によりまして、定年前15年までのものに対し、1年につき3%加算というふうに改正となります。対象者でありますけれども、勤続20年以上で公務上、死亡などのほか今回提案しております早期退職募集による退職者が該当ということになります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） パーセントがちょっと上がるというふうな説明なんですけど、そうすると、これまで行ってきた若年退職ということで特別に上乘せをするとかそういう優遇措置みたいなものはないのかとか、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 議案説明の中で申し上げましたけれども、勸奨退職制度が廃止となりまして、この制度が変わるということで、これまでそういった制度によって2%加算のものが3%加算になって、10年前からのものが15年前までにさかのぼると、それらを対象にするということでございます。

なお、つけ加えまして、本会議の中でも申し上げましたけれども、この制度を募集するかどうかについては、今のところまだ未定となっております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 内容がたくさんあるわけで、一覧表も配付されていますので大変分かりやす

くて良かったと思います。これで、今まで内税の扱い、あるいは外税の扱い、こういう特段の扱いはなかったようには思うんですが、もしあればその辺の税のかけ方ということについても質問があります。

それから、負担増については一覧表になっていますから、これを見れば分かります。消費税率10%も間もなく予定はされているわけで、その場合どうなるかということについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、その使用料が内税か外税かということについてでありますけれども、公の施設等の使用料等については、規定の条例において税抜き、税込みと表されていませんので、内税料金というふうになっております。

ただ、一月未満の土地使用に係るものについては、算出された使用料に法令に基づき消費税が課税されますので、行政財政指標、議案第4号中「稲倉山荘」、議案第9号中「漁港」及び議案第13号中「道路占用」、各条例の規定で外税として取り扱うものとしております。

負担増については、お配りした資料のとおりでございます。

次に、その10%になった場合ということでございますが、今回の8%への改定税率を反映させる際に、算定した額、現行料金を1.05で割り戻した額を税抜きの額、これを基礎として新たな税率10%を反映させる予定でありまして、同様に算定後の端数処理については、10円未満を切り捨てるという同じような取り組みをというふうに考えております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号にかほ市社会教育施設整備基金条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてから議案第21号市道路線の変更についてまでの15件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第7号から議案第21号までの質疑を終わります。

次に、議案第22号平成25年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号平成25年度にかほ市水道事業会計資本金の額の減少についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてから議案第26号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第24号から議案第26号までの質疑を終わります。

次に、議案第28号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてから議案第35号平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの8件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第28号から議案第35号までの質疑を終わります。

次に、議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算についての質疑を行います。——暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時00分 再開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

次に、議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算についての質疑を行います。

通告がありましたので順次発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 36号の議案ですが、22ページに社会保障・税番号制度導入、これ新しい仕組みということになっていますが、個人情報保護の問題等もあるやに聞いていますが、問題点を意識しているものがあるかどうかについて一つ目お尋ねします。

次に、52ページ、広報費で航空写真撮影というのがあります。この機会に、いろいろ一度にと言えればいいですか、写真撮影をするということになると思うんですが、どういうことが対象にされているかどうか。

それから、57ページに過年度過誤納付金の還付金、この還付状況、あるいはこれを戻す中で何か問題点等が出てこなかったかどうかを含めてお尋ねします。

それから、123ページの排水路整備工事というのがあります。これは説明でも地区要望も入っているというようなことがありましたので、この今回の工事によって地区要望のうち、どの程度進むかと。もちろんこの後の補正予算等も出て、それに伴って進むということも考えられますが、この予算時点での状況を説明願います。

最後になります。131ページ、J-A L E R T、これは国のほうで非常時に備えての全国一斉放送ということでセットされたんですが、今回の更新、これはどういう内容になっているか。それから、これ、前に準備するときには、全て国のほうで予算を見るというようなことだったと思うんですが、この財政措置についてもお尋ねします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） そうすれば、一つ目の社会保障・税番号制度導入の問題点についてお答えいたします。

御承知と申しますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、一般的にはマイナンバー法と呼ばれております。この法律によりまして番号の利用できる業務が限られております。社会保障と税、それから防災に限定されております。そのほかに今申し上げました項目に類する事務として、地方公共団体が条例で定める事務についても利用が可能とされております。

本市でも国から示されたスケジュールに沿って平成29年7月の連携開始に向けて作業を進めておりますけれども、関係所管が多数に及ぶことから全庁的な管理が必要であり、各課担当によるプロジェクトチームを組織し、準備を進めてまいります。

導入については、これから詳細な検討段階に入りますけれども、今のところ問題点は上がっておりませんが、今後のその事務作業量がどれぐらいに及ぶのか、その点が一つ懸念されるところでございます。

また、制度につきましては、運用時の個人情報漏えいや乱用などの危険性の増加が懸念されます。しかしながら、マイナンバー法等におきまして保護措置が規定されておりますし、システム上も個人データは一元管理されるものではなくて、これまでどおり分散で管理されますので、全ての個人データが一括して漏えいすることは不可能と考えられております。

さらに、組織内で情報にアクセスできる人の制限、あるいは管理、番号化などを通しましてシステム上の安全措置も講じられる予定でございます。

いずれにしましても国から示されたスケジュールで整備方針に基づき、今後準備を進めてまいります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、52ページの広報費の航空写真撮影に係る対象についてでございます。

この委託料でありますけれども、航空写真を手がける民間企業へ、こちらの希望のアングルでの写真撮影を委託するものでございます。

撮影の対象であります、仁賀保地域、金浦地域、象潟地域の3地域、これを空から町並みを捉えた構図というふうに考えております。

これまでも広報作成の中での町並みを取り入れたりする場合は結構あるほか、ほかの部署でも町並みを撮影した写真がないかと、こういったものが結構要望されたりしております。最近の撮影された写真がないために、今回、安価でそういった写真が求められるということですので、今回委託

料に予算化をしたものでございます。

それでは、次に57ページの過年度過誤納金の還付金の還付状況でありますけれども、最近の3カ年分の決算見込み、あるいは決算状況について申し上げます。

平成25年度は210件3,022万6,000円、平成24年度が173件945万2,000円、平成23年度が166件の973万3,000円というふうになっております。

平成25年度の決算見込みが平成23年度、平成24年度と比較して大きく上回っているのは、御承知のとおり固定資産税の住宅用地特例の課税誤りによる返還金66件分2,083万6,000円が含まれているためのものでございます。

なお、この還付金でありますけれども、既に全て完了をしております。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、123ページの排水路整備工事についてお答えいたします。

平成26年度の建設課関係の要望は、全部で180件ありました。そのうち排水路等の整備要望は、側溝の浚渫や側溝の入れ替え、蓋設置などで53件となっております。そのうち平成26年度におかれましては30件の工事を予定しており、約57%の施工率——これ達成率と余り言わないんですけども施工率となっております。

また、工事のほかに水路に溜まった土砂の撤去などの要望も多くあることから、その上の同じ123ページの13節の委託料なんですけれども、こちらに400万円を計上しまして、その対応に当たっているというところです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 131ページのJ－A－L－E－R－Tの更新に関する内容でございますが、平成26年4月9日をもってウインドウズXPのサポート期間、これが終わるということですので、自動起動装置のパソコンを交換するというものでございます。

その内容であります、自動起動装置兼表示用PCの購入と接続、試験調整、防災行政無線との連動確認作業、こういったものが含まれております。

全て国費かという御質問であります、今回の場合、国などの補助制度、こういったものがございませんので、市の単独費で行うものでございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、13番奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 118ページの工事請負費の中島台レクリエーションの森駐車場トイレ整備工事に関してです。1,500万円が計上されておりますが、現在あるトイレを拡幅整備することは検討されなかったのでしょうか。現在のトイレを拡幅したほうが効率的によかったのではないかと、お尋ねします。

119ページ、この件に関しては、平成22年度からちょっと資料を調べたんですけども、今回初めて設けられた補助金のようなのですが、具体的な内容をお聞きします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは最初に、現在あるトイレの拡幅整備することは検討されたかの御質問であります、現在ある中島台公衆トイレは、平成17年度に秋田県が建設したもので、

大型バスの到着時には大変混み合うということから、県に対しまして既存のトイレに増築できないかということで何度も要望してまいりました。しかし、県からは現在の予算規模では供用に支障のある施設の修繕を優先することから、近い将来の増築は見込めないとの回答がありました。そこで、県にトイレの工事費を市で負担するのでコスト削減のために既存のトイレを増築させてほしいとお願いしたところ、既存のトイレは国の事業で整備したので、その手続に相当の時間を要すると、容易にはできないとの回答がありました。このことから、観光客の利便性向上を図るため、東北森林管理署と駐車場増設協議にあわせましてトイレの増設を計画したものです。

新たに駐車場に設けるトイレは、秋田県と東北森林管理局と協議し、内諾を得ており、設置場所につきましては再度協議することになっております。

それから、二つ目の平成26年度に設けられた補助金の具体的な内容であります。自然保護・環境美化団体等活動費補助金20万円ですが、市内の自然保護・環境美化団体の活動に要する経費に対しまして補助するもので、鳥海山にブナを植える会、それから、九十九島の松を守る会に、それぞれ10万円ずつ補助するものであります。これは昨年9月定例会で報告されておりますが、東京都在住の木賊黨さんから寄附金として1,000万円をいただきました。寄附をいただいた際に、ぜひにかほ市の自然保護や環境美化活動に活用していただきたいとの御意思を承っておりますので、平成26年度から実施するものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてから議案第44号平成26年度にかほ市水道事業会計予算についてまでの8件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第37号から議案第44号までの質疑を終わります。

次に、議案第45号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） これも新たに制定される条例で、何か意見を言いたくなるような条例なんです。55歳以上を昇給させないという、これはどういう——国・県の考え方なんです、どういう説明がなされているものなのかどうかということ、それから、標準の勤務成績では昇給しないと。じゃあ特別の勤務成績というのは考えられることがあるのかどうか、こういうことについてもお聞きしたいと思います。これらの提案、条例制定については、実情に合っていると思われているかどうかということです。昇給が停止するというようなことになると、天下りとか、天上がりとかそういう国の段階ではよくあるようなんですが、ここら辺ではちょっと考えられないと思うので、この条例に絡んで再雇用なども検討されるのかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 55歳を超える職員が昇給しない理由ということでもありますけれども、50

歳代後半層の公務員、これが民間と比較して給与水準が高いと、このように見られているために、世代間の給与配分を適正化する観点から、その抑制措置として55歳を超える職員は標準の成績では昇給しないとするものでございます。

議案説明の中でも申し上げましたが、国では平成25年6月に給与法が改正されまして、平成26年1月から実施と、県及び県内の各市においても、そのほとんどが本年4月から実施に向けて取り組みを進めているという状況でございます。

そこで、その標準の勤務成績ということでございますが、条例により昇給させる場合の基準は、にかほ市一般職の職員の初任給・昇格・昇給等に関する規則で定める基準に従い決定をしておりますけれども、この規則の中ではABCとあるんですが、Aが「勤務成績が極めて良好である職員」、Bが「特に良好である職員」、Cが「良好である職員」、Dが「やや良好でない職員」、Eが「良好でない職員」と5段階に区分をされております。御質問の標準の勤務成績でありますけれども、Cの勤務成績が良好である職員を指しております。ただ、にかほ市においては人事評価をまだ実施していないために、全ての職員がC評価で運用するというふうにしております。

そこで、実情に合いますかという御質問であります。人事評価を実施していない点では、まさにその実情には合っておりませんが、先ほども申し上げたように、今回の改正趣旨である50歳台後半層の給与水準が民間に比べて高いという点では、本市も国と同じ給料表を使っている関係上、同様の傾向があるものと捉えております。

次に、再雇用はどうなるのかという御質問であります。再任用職員の昇給はどうなるのかという質問だとすればですが、再任用職員については給料月額も、そもそも定期昇給がありませんので、今回の改正では影響はないということです。さらに、当市におけるその再任用制度につきましては、どのような仕事に再任用職員が必要とされるのかなど検討課題を調査しながら、他市等の事例も参考にしながら、今後その方針を固めていきたいというふうにも今検討しているという段階でございます。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） にかほ市の職員の場合を考えて、55歳以上は確かに民間より高いなど、このような実情なのかどうか、その点についてお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 詳細に地域の動向の調査しているわけではございませんが、いずれ県内における他市町村も同様の措置をとるという状況なものですから、同様に本市もそのような措置を講ずるところでございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第47号にかほ市熱回収施設等建設工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第46号及び議案第47号の質疑を終わります。

す。

次に、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について及び議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第50号及び議案第51号の質疑を終わります。

日程第51、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第36号、議案第50号及び議案第51号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。1番村上次郎議員。

しばらく休憩いたします。

午前11時21分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市		

.....

欠席委員（1名）

14 番 竹 内 賢

.....

議会事務局職員

議会事務局長 伊 東 秀 一 班長兼副主幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 加 藤 潤

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齊 藤 義 行

財 政 課 長	佐 藤 正 春	防災課長兼危機管理監	土 門 保
税 務 課 長	渋 谷 憲 夫	市 民 課 長	佐々木 俊 哉
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子育て長寿支援課長	佐 藤 リサ子
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	雇用対策政策監兼商工課長	佐々木 敏 春
観 光 課 長	佐 藤 均	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
学 校 教 育 課 長	高 野 浩	社会教育課長 (次長待遇)	齋 藤 榮 八
ガス水道局管理課長 (局長待遇)	森 孝 良		

.....

午前11時22分 開 会

●年長委員 (村上次郎君) にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に16番伊藤知委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、13番奥山収三委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員 (村上次郎君) 異議なしと認めます。したがって、委員長には16番伊藤知委員、副委員長には13番奥山収三委員が決定しました。

16番伊藤知委員、13番奥山収三委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前11時23分 休 憩

午前11時24分 再 開

【一般会計予算特別委員長 (伊藤知君) が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長 (伊藤知君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名された伊藤です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算について、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について及び議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてを、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時25分 散 会

.....

午前11時26分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第52、議案及び陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっています議案47件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、陳情第1号から陳情第5号までの5件は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午前11時26分 散 会
